

例3 後継者に事業用資産の集中が出来なかったケース

- E** 小売業、製造業等数社のオーナー。資産総額は十数億円（内訳は、現金の他、自社株式、事業用不動産、会社への貸付金等）。
- F** Eの長男。現在は代表取締役社長。
- G** Eの次男。以前、グループ会社の経営に従事していたが、バブル期に本業以外で多大な損失を発生させたために追放されている。



Eが死亡して相続が発生。遺言書が作成されていなかったため遺産分割協議開始。

Fは、Eの配偶者とともに事業用資産の全てを相続する案を作成して提示したが、Gはこれを拒否し、法定割合での相続を主張。結局、法定割合に基づき、事業用不動産の一部や会社への貸付金等をGに相続させざるを得なかった。

小売会社はGへ債務を返済したため資金繰りが逼迫。また、Gは事業用不動産を第三者へ売却する可能性を示しつつ、比較的高額での買取り要求を行う等したため、最近では他の事業にも悪影響が大きくなっている。



- ・相続予定者の中に意思の疎通が図れない人物が存在してしたにもかかわらず、十分な生前贈与や遺言の作成がなされなかったため、後継者に事業用資産の集中が出来なかった事例。（例えば、遺言を作成することで、次男Gの権利を法定相続分の半分の遺留分まで下げることが可能であった）

事業承継の手順

事業承継を円滑に進めるためのステップは、次のように①「事業承継計画の立案」と②「具体的対策の実行」の2つのステップに分かれます。

●ステップ①

事業承継計画の立案

事業承継対策の重要性、計画的取組の必要性の理解



現状の把握

- ① 会社の現状（ヒト・モノ・カネ）
- ② 経営者自身の資産等の現状
- ③ 後継者候補のリストアップ



継承の方法・後継者の確定



事業継承計画の作成

中長期の経営計画に、事業継承の時期、具体的な対策を盛り込んだもの

